

中央市災害時協力井戸の登録等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、災害時における市民の生活用水の確保を図るため、災害時協力井戸の登録等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活用水 洗濯、掃除、その他の生活の用に供される水であり、飲用及び調理に供されるものを除く。
- (2) 災害時協力井戸 災害時に井戸所有者等の協力を得て市民に井戸水を提供することができる井戸をいう。
- (3) 井戸所有者等 井戸の所有者又は管理者をいう。

(登録要件)

第3条 災害時協力井戸の登録要件は、次に掲げる各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に所在するものであって、現に井戸として使用し、引き続き井戸としての使用が予定されるものであること。
- (2) 井戸所有者等により適正に管理されているものであること。
- (3) 自噴又は井戸水をくみ上げるための手動式若しくは電動式のポンプ若しくはつるべ等を有するものであること。
- (4) 井戸枠等があり、安全に利用できるものであること。
- (5) 井戸水の色、濁り、臭い等について明らかな異常がなく、生活用水としての使用に適当な水質であること。
- (6) 災害時における近隣住民等への井戸水の無償提供に協力することができること。
- (7) 市ホームページに、災害時協力井戸の所在地等を掲載することに応じることができること。

(登録手続等)

第4条 災害時協力井戸としての登録を受けようとする井戸所有者等(以下「申出者」という。)は、中央市災害時協力井戸登録申出書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申出があったときは、当該届出に係る書類の審査及び必要な調査を実施したうえで、登録の可否を決定し、その結果を中央市災害時協力井戸登録可否決定通知書(様式第2号)により、申出者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により災害時協力井戸の登録の決定をしたときは、当該決定を受けた井戸所有者等(以下「登録者」という。)に対し、中央市災害時協力井戸登録標識(様式第3号。以下「標識」という。)を交付するものとする。

4 前項の規定による標識の交付を受けた登録者は、標識を当該災害時協力井戸の近く等認識しやすい場所に表示しなければならない。

(登録期間)

第5条 災害時協力井戸の登録期間は、前条第2項の規定による登録の決定をした日の翌日から起算して3年を経過する日までとする。ただし、当該登録期間が満了する日までに市長又は登録者のいずれからも登録の解除の申出がない場合にあっては、当該登録期間を更に3年更新することができるものとし、その後も同様とする。

(登録内容の変更)

第6条 登録者は、第4条第1項に規定する中央市災害時協力井戸登録申出書の記載内容に変更が生じるときは、速やかに中央市災害時協力井戸登録変更申出書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(登録の解除)

第7条 登録者は、災害時協力井戸の登録を解除しようとするときは、中央市災害時協力井戸登録解除申出書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、災害時協力井戸登録を解除することができる。

- (1) 前項の規定による申出があったとき。
- (2) 第3条に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が災害時協力井戸として適当でないと認めるとき。

3 市長は、前項の規定により災害時協力井戸の登録を解除したときは、中央市災害時協力井戸登録解除通知書(様式第6号)により、当該登録者に通知するものとする。

4 登録者は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに標識を市長に返還しなければならない。

(水質検査)

第8条 市長は、災害時協力井戸の水質確認等のため、水質検査を行うことができる。

(使用者の遵守事項)

第9条 災害時協力井戸を使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 災害時協力井戸の使用は、災害時に限られ、また、使用時間は、登録者の承諾が得られたときを除き、日中に限られること。
- (2) 災害時協力井戸の使用は、登録者の厚意によるものであることに留意し、その意に反する使用をしないこと。
- (3) 登録者から災害時協力井戸に関する管理及び使用上の指示に従い使用すること。
- (4) 災害時協力井戸の使用により、何らかの被害を受けた場合でも、市及び登録者はその責めを負わないことを理解のうえ使用すること。

(公表等)

第10条 市長は、災害時において市民が災害時協力井戸を使用できるようにするため、登録した当該井戸の所在地等について公表することができるものとする。

2 市長は、災害時協力井戸を使用する市民に対し、使用方法等について周知するものとする。

(免責)

第 1 1 条 登録者は、使用者が災害時協力井戸を使用することにより、使用者の身体又は財産等に支障が生じた場合、登録者の故意又は過失による場合を除き、その責めを負わないものとする。

(その他)

第 1 2 条 この告示に定めるもののほか、災害時協力井戸の登録等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第 1 号(第 4 条関係)

年 月 日

中央市長 様

申出者 住 所
氏 名 印
連絡先
※法人にあつては、事業所の
所在地、名称、代表者氏名

中央市災害時協力井戸登録申出書

中央市災害時協力井戸の登録等に関する要綱第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり登録を申し
出ます。

□の箇所は該当するものに☑をしてください。

井戸の所有者又は管理者 (申出者と異なる場合のみ記入)	氏 名		連絡先	
	住 所			
井戸の所在地	☐ 申出者住所と同じ (☐ 屋内 ☐ 屋外) ☐ 申出者住所と別 (☐ 屋内 ☐ 屋外) (住所 中央市)			
井戸の汲み上げ方法	☐ 自噴 ☐ 手動式 ☐ つるべ ☐ 電動式 (非常用電源 ☐ 有り ☐ 無し) ☐ その他 ()			
使用状況	☐ 日常的に使用している ☐ 飲料水 ☐ 飲料水以外の生活用水 ☐ 業務用 ☐ 農業用水 ☐ 日常的には使用していない			
水量の状況	☐ 確保されている ☐ 枯れることがある ☐ 不明			
水質の状況	・変色 ☐ なし ☐ その他 () ・濁り ☐ なし ☐ その他 () ・臭い ☐ 無臭 ☐ その他 ()			
同意事項	☐ 私(申出者)は、災害時協力井戸の登録のため、井戸の所在地及び汲み上げ方法等井戸の状況について、市がホームページに公表することに同意します。 また、所有者が異なる場合にあつては、所有者の同意を得ていることを申し添えます。			

第 号
年 月 日

(申出者) 様

中央市長 

中央市災害時協力井戸登録可否決定通知書

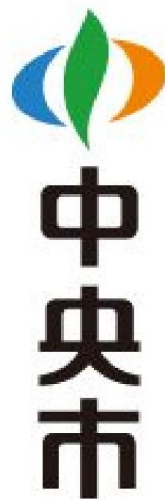
年 月 日付で申出のあった中央市災害時協力井戸の登録について、次のとおり決定したので、中央市災害時協力井戸の登録等に関する要綱第 4 条の規定により通知します。

1 登録を決定する

登 録 番 号	
登 録 年 月 日	年 月 日
登 録 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
井 戸 の 所 在 地	中央市
井 戸 の 所 有 者 又は管理者の氏名	
そ の 他	・登録期間は 3 年間です。登録期間満了日までに解除の申出がない場合には、さらに 3 年間更新し、その後も同様となります。 ・登録した災害時協力井戸の登録内容に変更が生じる場合は、速やかに中央市災害時協力井戸登録変更申出書(様式第 4 号)により提出してください。 ・交付された標識は、災害時協力井戸の近く等認識しやすい場所に表示してください。

2 登録しない

登録しない理由



災害時協力井戸

- ・災害時、生活用水（洗濯・掃除・トイレ等）として使用できます。
- ・飲料用ではありません。
- ・使用する際は、井戸所有者又は管理者の指示に従って利用してください。

縦
横

400mm
200mm

様式第 4 号(第 6 条関係)

年 月 日

中央市長 様

申出者 住 所
氏 名 印
連絡先
※法人にあつては、事業所の
所在地、名称、代表者氏名

中央市災害時協力井戸登録変更申出書

中央市災害時協力井戸の登録等に関する要綱第 6 条の規定により、次のとおり登録の変更を申し
出ます。

□の箇所は該当するものに☑をしてください。

登 録 番 号			
井 戸 の 所 在 地	中央市		
変 更 内 容	□ 所有者又は管理者の変更	変 更 前	
		変 更 後	
		変更年月日	
	□ 汲み上げ方法の変更	変 更 前	
		変 更 後	
		変更年月日	
	□ そ の 他	変 更 前	
		変 更 後	
		変更年月日	

年 月 日

中央市長 様

申出者 住 所
氏 名 印
連絡先
※法人にあつては、事業所の
所在地、名称、代表者氏名

中央市災害時協力井戸登録解除申出書

中央市災害時協力井戸の登録等に関する要綱第 7 条の規定により、次のとおり登録の解除を申し
出ます。

□の箇所は該当するものに☑をしてください。

登 録 番 号	
井 戸 の 所 在 地	中央市
解 除 の 理 由	☐ 災害時協力井戸を廃止した。 ☐ 災害時協力井戸の使用を中止した。 ☐ 災害時協力井戸を譲渡した。 ☐ 井戸水を提供することができなくなった。 ☐ その他 ()

様式第 6 号(第 7 条関係)

第 号
年 月 日

(登録者) 様

中央市長 印

中央市災害時協力井戸登録解除通知書

中央市災害時協力井戸の登録等に関する要綱第 7 条第 3 項の規定により、次のとおり災害時協力井戸の登録を解除したので通知します。

なお、交付された標識を速やかに市に返却してください。

登 録 番 号	
井 戸 の 所 在 地	中央市
解 除 年 月 日	年 月 日
解 除 の 理 由	